

福岡市水道局水道用資機材の製作者の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市水道局（以下「局」という。）が水道工事に使用する資機材の品目の指定及び製作者の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道用資機材
局が水道工事に使用する資材又は設備（給水装置を除く。）をいう。
- (2) 指定品目
指定品目とは、第4条第1項により指定した品目をいう。
- (3) 製作者登録
製作者登録とは、指定品目ごとに製作者を登録することをいう。
- (4) 登録製作者
登録製作者とは、製作者登録を受けた製作者をいう。
- (5) 登録製品
登録製品とは、登録製作者が製作する指定品目をいう。

(工事で使用する資機材)

第3条 局が施行する工事で指定品目を使用する場合には、原則として登録製品の中から用途に応じたものを使用するものとする。

(品目の指定)

第4条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、局が標準的に使用する水道用資機材のうち、水道工事の適正かつ円滑な施行のため特に製作者を登録する必要がある資機材の品目を指定する。

- 2 管理者は、指定品目について、別途一覧表を作成し公表する。
- 3 管理者は、必要に応じて指定品目の見直しを行うものとする。
- 4 管理者は、指定品目の見直しに伴い品目の指定を取り消したときは、当該品目に登録していた製作者に対して、その旨を通知するものとする。

(製作者登録)

第5条 管理者は、別に定める福岡市水道局水道用資機材の製作者の登録に関する要領（以下「要領」という。）に基づき製作者登録を行うものとする。

- 2 管理者は、登録製作者について、別途一覧表を作成する。

(製作者登録をすることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、製作者登録を受けることができない。

- (1) 製品購入に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 不渡手形の発行等、経営及び信用の状況が著しく悪化している者
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者について、その事実があった後2年の範囲内で製作者登録を行わないことができる。
- (1) 局の購入及び発注工事における資機材の納入に関し、事故又は不正行為があった者
 - (2) 納入した資機材に関し、製作者の責に帰すべき事由により局に損害を与えた者
 - (3) 登録申請書等につき虚偽の申請をした者

(登録申請)

第7条 製作者登録を希望する者は、別記様式第1号による製作者登録申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、要領に定める書類を添付するものとする。

(変更の届出等)

第8条 登録製作者は、主たる事務所の所在地、名称、連絡先又は前条第2項の添付書類の記載内容に変更が生じたとき(第2項による場合を除く。)は、遅滞なく別記様式第2号による変更届出書を管理者に提出しなければならない。

2 登録製作者は、登録事項の変更を希望するときは、別記様式第3号による登録事項変更申請書を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、前条第2項の書類(変更がないものは除く。)を添付するものとする。

4 登録製作者は、製作登録された指定品目の製造を中止若しくは廃止したとき又は製作者登録の辞退を希望するときは、遅滞なく別記様式第4号による登録取消申請書を管理者に提出しなければならない。

(製作者登録の通知)

第9条 管理者は、製作者登録を行ったとき又は登録事項の変更を行ったときは、当該申請者に対して別記様式第5号による登録通知書をもって通知するものとする。

(登録の取消し)

第10条 管理者は、登録製作者が第6条第1項(1)に該当することとなったときは、製作者登録を取り消すものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、製作者登録を取り消すことができる。

- (1) 製作登録者が、第6条第1項(2)又は第6条第2項各号のいずれかに該当するこ

ととなったとき

- (2) 製作登録者又は登録製品が、要領に定める登録要件に適合しなくなったとき
 - (3) 登録製品の使用により水道施設の維持管理において不具合が生じたとき
 - (4) 製作登録者が、第8条第1項の規定による届出を怠ったとき
 - (5) 第8条第4項の規定による申請があったとき
- 3 管理者は、前項の規定により製作者登録を取り消したときは、登録を取り消された製作者に対し、その旨を通知するものとする。

(規定外の事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項については、管理者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(福岡市水道局管類等の使用承認に関する要綱の廃止)

2 福岡市水道局管類等の使用承認に関する要綱(昭和55年11月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(福岡市水道局管類等の使用承認に関する手続き要領の廃止)

3 福岡市水道局管類等の使用承認に関する手続き要領(平成11年6月9日施行)は、廃止する。

(弁栓類用の鉄蓋・下柵使用承認業者指定基準の廃止)

4 弁栓類用の鉄蓋・下柵使用承認業者指定基準(平成11年12月2日施行)は、廃止する。

(旧要綱に基づく使用承認を受けた水道用資機材及び製造業者に関する経過措置)

5 この要綱の施行前に旧要綱により使用承認の決定を受けている製造業者及び水道用資機材のうち、別に定めるものについては、この要綱の施行後1年間はこの要綱に定める登録製作者及び登録製品とみなす。